

広島空港特定運営事業等 基本スキーム（案）

平成29年10月

国土交通省航空局

本スキーム（案）は、民間事業者より幅広く意見を受け付けるために、本事業実施の素案として国で取りまとめたものであり、本スキーム（案）が最終的な本事業の実施スキームになるとは限らない。国は、意見募集の結果及び民活空港運営法第5条第3項に基づき聴取する空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会の意見並びに関係行政機関との協議の結果等を踏まえて、本事業に係る実施方針及び募集要項等を策定する予定である。

【 目 次 】

1. はじめに.....	1
2. 本事業の背景・目的	2
3. 本事業の概要	3
(1) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等	3
(2) 本事業の対象施設.....	6
(3) 事業場所	6
(4) 事業期間	7
(5) 事業方式	8
(6) 本事業における利用料金の設定及び収受	11
(7) 本事業における費用負担.....	11
(8) 本事業の範囲.....	11
(9) 要求水準書（案）の体系.....	17
(10) 営権者が取得・承継する権利・資産等.....	19
(11) 更新投資等の取扱い.....	19
(12) 計画及び報告	20
(13) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣.....	20
(14) 運営権者が支払う本事業の運営権等の対価.....	20
(15) リスク分担の基本的な考え方	21
(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項	22
(17) 財務情報等の報告・開示.....	24
(18) 運営権者の権利義務に関する制限及び手続.....	25
(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	26
(20) 金融機関又は融資団と国との協議	28
4. 本事業に係る特有の前提条件.....	29
5. 応募者の参加資格要件	30
(1) 応募者の構成.....	30
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	30
(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件	32
6. 公募に関する手続	33
(1) スケジュール	33
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与.....	33
(3) 第一次審査における開示資料	33
(4) 第一次審査.....	34
(5) 第二次審査における開示資料等.....	35
(6) 補足資料の公表等.....	35
(7) 競争的対話等の実施.....	35

(8)	第二次審査.....	35
(9)	審査結果の公表.....	36
7.	優先交渉権者の選定方法.....	37
(1)	優先交渉権者の選定に係る基本的な考え方.....	37
(2)	審査委員会の設置.....	37
(3)	審査委員会による意見の聴取.....	37
(4)	審査の方法.....	37
(5)	審査項目等.....	38
8.	優先交渉権者選定後の手続.....	39
(1)	基本協定の締結.....	39
(2)	SPCの設立.....	39
(3)	優先交渉権者による運営準備行為.....	39
(4)	運営権の設定及び実施契約の締結.....	39
(5)	株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始.....	40
(6)	運営権者譲渡対象資産の譲受.....	40
(7)	空港運営事業の開始.....	40
別紙 1.	PFI法における用語との整理.....	41
別紙 2.	本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて.....	42

1. はじめに

国土交通省航空局及び国土交通省大阪航空局（以下「国」という。）は、広島空港（以下「本空港」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく国管理空港特定運営事業（以下「空港運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体として経営する広島空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「S P C」という。）に対して、国管理空港運営権者（民活空港運営法第 4 条第 2 項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに広島空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

広島空港特定運営事業等基本スキーム（案）（以下「本スキーム（案）」という。）とは、P F I 法及び民活空港運営法に基づき、運営権者が本事業を実施しようとする場合に、民活空港運営法第 5 条第 1 項において読み替えて適用する P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づいて策定する実施方針又は当該実施方針に基づいて運営権者を選定するための募集要項及びその添付書類¹（以下「募集要項等」と総称する。）に国が盛り込むべきであると考えている実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

¹ 6. - (3)、(5) で定める資料をいう。

2. 本事業の背景・目的

本空港は、国内線 5 路線及び国際線 5 路線の航空ネットワークを有する中四国地域で最大規模の拠点空港として、平成 28 年度は約 280 万人（国内線：約 250 万人、国際線：約 30 万人）の旅客が利用する等、地域と国内外の各都市をつなぐ空の玄関口として大きな役割を果たしてきた。また、県内には二つの世界遺産（厳島神社（宮島）及び原爆ドーム）をはじめとして豊富な観光資源を有するとともに、近年は急増するインバウンド観光需要を背景に瀬戸内地域や山陰地域の広域観光周遊ルートが整備される等、広域観光の取組が進展しており、域内の中央部に位置する本空港は広域観光の主要拠点として発展していく高いポテンシャルを有している。

しかしながら、現在の本空港は、①国が所有する空港基本施設等、②航空旅客及び航空貨物取扱施設事業者（以下「ビル施設事業者」という。）が所有する航空旅客取扱施設及びこれに付帯する利便施設（以下「旅客ビル施設」という。）並びに航空貨物取扱施設及びこれに付帯する利便施設（以下「貨物ビル施設」という。）、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設²が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的で、戦略的かつ効率的な経営を十分に実施できる環境にあるとは言えない。本空港のポテンシャルを十分に発揮するためには、戦略的な路線誘致や運営の効率化により、利用者利便の向上を図ることが不可欠である。

そこで、国は、空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ運営権者に空港運営事業を実施させるとともに、本空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するため、本事業に関する提案を募集するマーケットサウンディングを実施することとした。上記のとおり、本事業は、空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、もって内外交流人口拡大等による地域活性化を図るものである。

² 本スキーム（案）において「駐車場施設事業者」は一般財団法人空港環境整備協会を、「駐車場施設」は同協会が運営する空港駐車場を指す。

3. 本事業の概要

(1) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、P F I 法、民活空港運営法、及び、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成 25 年国土交通省告示第 1080 号）のほか、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

A) 法令

- ① 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）
- ② 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ③ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）
- ④ 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）
- ⑤ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）
- ⑥ 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）
- ⑦ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ⑧ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑨ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ⑩ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑪ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ⑬ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑭ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ⑮ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑯ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ⑰ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ⑱ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑲ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ⑳ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ㉑ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ㉒ じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）
- ㉓ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ㉔ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ㉕ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ㉖ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ㉗ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ㉘ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

- ⑲ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- ⑳ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ㉑ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ㉒ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ㉓ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ㉔ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ㉕ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ㉖ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ㉗ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ㉘ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ㉙ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ㉚ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㉛ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ㉜ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ㉝ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ㉞ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ㉟ その他関係法令

B) 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）
- ③ その他関係条約

C) 条例

- ① 広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年広島県条例第 16 号）
- ② ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成 3 年条例第 4 号）
- ③ 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 19 年三原市条例第 35 号）
- ④ 広島県福祉のまちづくり条例（平成 7 年広島県条例第 4 号）
- ⑤ 広島県屋外広告物条例（昭和 24 年広島県条例第 72 号）
- ⑥ 広島県文化財保護条例（昭和 51 年広島県条例第 3 号）
- ⑦ 三原市文化財保護条例（平成 17 年条例第 137 号）
- ⑧ 広島県生活環境の保全に関する条例（平成 15 年広島県条例第 35 号）
- ⑨ 広島県環境影響評価に関する条例（昭和 10 年条例第 21 号）
- ⑩ 広島県自然環境保全条例（昭和 47 年広島県条例第 63 号）

- ⑪ 広島県公害紛争の処理に関する条例（昭和 45 年条例第 46 号）
- ⑫ 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年三原市条例第 179 号）
- ⑬ その他関係条例

D) 参照すべき基準

- ① 空港土木施設の設置基準解説
- ② 空港土木工事共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書、発電装置共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ③ 空港内の施設の維持管理指針、制限区域内工事実施指針、除雪作業実施指針
- ④ 航空保安業務処理規程
- ⑤ 航空機騒音測定・評価マニュアル
- ⑥ 空港保安管理規程（セイフティ編）策定基準
- ⑦ 空港保安管理規程（セイフティ編）取扱要領
- ⑧ 空港運用業務指針
- ⑨ 空港における消火救難体制の整備基準
- ⑩ 安全情報等取扱指針
- ⑪ 空港における安全管理システムの整備基準
- ⑫ 地域防災計画（関係地方公共団体が定めているもの）
- ⑬ **Airport Development Reference Manual**
- ⑭ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ⑮ エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）
- ⑯ 公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン
- ⑰ その他関係基準・通達等

E) その他

- ① みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料（平成 20 年 3 月）
- ② 空港における地震・津波に対応する避難計画・早期復旧計画 ひな形
- ③ 広島県航空機騒音に係る環境基準の類型指定（昭和 52 年告示第 405 号）
- ④ 新広島空港周辺景観指定地域における指定地域基本計画（平成 4 年告示第 454 号）

(2) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④及び⑨の施設を「非運営権施設」といい、それ以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「C I Q施設」という。）を除く航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等³）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 空港用地
- ⑧ 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑨ ① から⑧まで以外に運営権者又はその子会社及び関連会社（以下「運営権者子会社等」と総称する。）が所有する施設

(3) 事業場所

A) 所在地等

航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

所在地：広島県三原市本郷町善入寺

告示面積： 1,977,219 m²

B) 空港用地等の貸付について

空港用地等（3. - (8) -A) -②に規定する空港用地等をいう。以下同じ。）はすべて国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産にあたる。国は、本事業において運営権者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、国有財産無償貸付契約書に記載される条件で、空港運営事業期間（3. - (4) -A) に規定する空港運営事業期間をいう。）中は空港用地等を使用できるようにする。

なお、国は、ビル施設事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設（以下「ビル施設」と総称する。）の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日（3.

³ 本スキーム（案）公表時点では、貨物ビル施設にC I Q施設は存在しない。

- (4) -A) に規定するビル施設等事業開始日をいう。) から空港運営事業開始日 (3. - (4) -A) に規定する空港運営事業開始日をいう。) の前日までの期間中継続させるようにする。

C) 空港用地外で実施する事業

運営権者は、空港用地外においても本事業に含まれる 3. - (8) -A) から D) に掲げる業務を実施することが求められる。

運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、国と事前に協議の上、国の承認を得た場合を除き、3. - (8) -E) に掲げる業務を空港用地外で行うことはできない。

(4) 事業期間

A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき空港運営事業を実施する期間 (以下「空港運営事業期間」という。)、及び、空港運営事業に先行して運営権者がビル施設事業者の発行済株式 (以下「ビル施設事業者株式」という。) を取得した上でビル施設等事業を実施する期間 (以下「ビル施設等事業期間」という。) から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日 (以下「空港運営事業開始日」という。) から、運営権の設定を受けた日 (以下「運営権設定日」という。) の 30 年後の応当日の前日 (3. - (4) -B) の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。) までをいう。

ビル施設等事業期間は、運営権者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日 (以下「ビル施設等事業開始日」という。) から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間 (以下「事業期間」という。) は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする。

B) 空港運営事業期間等の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間 (以下「空港運営事業期間等」という。) の延長を申し出ることができる。このとき、国が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、国と運営権者が協議により 3. - (4) -C) の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間等を延長することができる (以下、かかる期間延長を「合意延長」という。)。なお、合意延長の実施は 1 回に限るものではない。

合意延長を除き、空港運営事業期間等の延長は認められない。

C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間（以下「当初運営権存続期間」という。）は、運営権設定日から 30 年後の応当日の前日までとする。

なお、運営権の存続期間は、空港運営事業期間等の延長があつた場合を含め、運営権設定日の 35 年後の応当日の前日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）⁴。

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(5) 事業方式

A) 運営権の設定等及び運営権者譲渡対象資産の譲受方法

6. に定める手続によって選定され、国との間で基本協定（8. - (1) に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする S P C を設立する。

S P C は、国から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、国との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、本事業の実施に必要な動産（以下「運営権者譲渡対象資産」という。）を譲り受ける（以下、当該譲受けにかかる契約を「物品譲渡契約」という。）。

なお、駐車場施設のうち一部の施設については、運営権設定日においては駐車場施設事業者が所有・運営しており、国が空港運営事業開始日に譲渡を受けることで運営権設定対象施設に含まれることになる。

B) ビル施設の譲受方法

ビル施設については、ビル施設等事業開始日までに、株式譲渡により運営権者が現在のビル施設事業者から譲渡を受ける予定である。

実施方針等の公表前に、国が現在のビル施設事業者の株主との間で、各株主の保有する株式について株式譲渡予約契約（以下「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」という。）を締結し、運営権者に対して同契約に基づくビル施設事業者株式に係る予約完結権を含む同契約上の地位を譲渡し、運営権者がこれを行行使することでビル施設事業者株式を取得することを予定している。なお、株式譲受によるこ

⁴ たとえば、運営権設定日が平成 32 年 9 月 1 日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は平成 62 年 8 月 31 日とし、空港運営事業期間等の延長がされたときであっても、その終了日は平成 67 年 8 月 31 日を超えることはできない。

とから、ビル施設事業者の従業員及びビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り承継されることになる。⁵

上記の仮定はあくまで暫定的なものであり、変更の可能性がある。
最終的な一体化手法については、現在のビル施設事業者その他の関係者との合意によって決定するものとする。

C) ビル施設の取扱い

運営権者は、空港運営事業期間の終了後に国がビル施設を優先的に買い取ることができる権利を確保するため、ビル施設等事業開始日後遅滞なく、ビル施設事業者をして、国との間で、ビル施設につき国を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設の売買価格は時価（実施契約に定める方法により決定される金額）とする。

ビル施設事業者は、運営権者又はビル施設事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、国に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定（担保設定を含むがこれに限らない。）に優先する順位保全効を有するものとする。

D) 空港用地外においてビル施設事業者が所有するエアポートホテルの取扱い

本スキーム（案）公表時点で、ビル施設事業者は空港用地外にエアポートホテルを所有し、自らの子会社をして当該ホテルを運営している。本空港に夜間駐機等する航空会社のクルーがエアポートホテルの主な利用客層の一つで、旅客ビル施設に付帯する利便施設として不可欠な機能を提供している実態を踏まえ、運営権者は3. - (5) -B)に基づき、ビル施設事業者の株式を取得することにより、エアポートホテルに関する事業も併せて承継するものとする。3. - (8) -E)の規定にかかわらず、国はこれを承認する。

E) 空港用地外にある県有施設の取扱い

広島県は、本空港周辺の県有施設として県営駐車場⁶及びフォレストヒルズガ

⁵ 運営権者は、ビル施設事業者株式の取得後においても、特段の事情がない限り、引き続きビル施設事業者の従業員を、当該株式の取得時における雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用するものとする。また、運営権者がビル施設事業者株式の取得後にビル施設事業者の従業員の雇用条件を変更する場合には、適用のある労働関連法令を遵守することが必要である。
なお、3. - (5) -D)に規定する、運営権者が承継するエアポートホテルの運営会社（ビル施設事業者の子会社）の従業員についても同様の取扱いとする。

⁶ 現在は委託料金制が採用されており、指定管理者は県から支払われる委託料をもとに、県営駐車場の管理・運営、料金徴収代行等を実施している。駐車場料金は県が定め、利用料金収入は県が収受している。

ーデン⁷（以下、総称して「県有施設」という。）を所有・管理し、これらの県有施設が本事業の対象施設及び3. - (5) -D)に掲げるエアポートホテルを含む周辺施設等と一体的な機能を発揮し、運営されてきた実態等を踏まえ、本事業においても継続的に本空港と一体的に運営されることを、本スキーム（案）公表時点において希望している。

具体的な手法については、広島県において現在同様の指定管理者制度による運営形態等を念頭に検討中であり、運営権者と別途協議し、実施条件等を合意の上、運営権者が県有施設の運営を行うことを希望している。運営権者と県との協議が調った場合には、国は、3. - (8) -E)の規定に基づき、本事業の運営及び運営権者の財務等に影響がない限り、これを承認する。

F) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

a) 運営権

空港運営事業終了日に、消滅する。

b) 運営権者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の国が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、国又は国の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。なお、国が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、国は当該実施者をして、当該資産の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が所有する資産（国又は国の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任において処分しなければならない。

空港用地等については、空港運営事業終了日に国有財産無償貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして国または国の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、国又は国の指定する第三者が買い取る資産が空港用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。

⁷ 現在は利用料金制が採用されており、指定管理者は県から支払われる委託料に加え、利用者から利用料金等を収入として、施設を管理・運営している。

c) 業務の引継ぎ

国又は国の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、運営権者、国又は国の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

(6) 本事業における利用料金の設定及び收受

運営権者は、①民活空港運営法第2条第5項第1号に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）及び民活空港運営法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設利用料については、各法律の規定に従い、必要な認可、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、3. - (1) に記載した関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(7) 本事業における費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

(8) 本事業の範囲⁸

空港運営事業の範囲は以下の A) から D) に掲げるものとし、ビル施設等事業の範囲は以下の E) に掲げるものとする。なお、運営権者は、事業期間中、自ら又はビル施設事業者をして、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、国に事前に通知した上で、第三者（運営権者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、公募時に公表予定の実施契約書（案）（6. - (3) に規定する実施契約書（案）をいう。以下同じ。）、要求水準書（案）（6. - (3) に規定する要求水準書（案）をいう。以下同じ。）等において定める。

⁸ なお、空港運営事業に関する本空港における国と運営権者の業務分担については、6.-(3)-⑧-(v)に定める業務分担表において示すことを予定している。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第5項第1号）

① 空港基本施設等事業

(i) 空港基本施設等の維持管理⁹業務

- ✓ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、進入灯橋梁等の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務
- ✓ 構内道路、上下水道施設、雨水排水施設等の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務
- ✓ 建築物及び建築附帯設備の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務

(ii) 空港基本施設等の運營業務

- ✓ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、進入灯橋梁等の運用
- ✓ 構内道路、上下水道施設、雨水排水施設等の運用
- ✓ 雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
- ✓ 飛行場面の管理・点検業務（スポットの運用業務、滑走路点検等）
- ✓ 制限区域の安全管理業務
- ✓ 障害物管理業務（制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等）
- ✓ 空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ✓ 鳥獣駆除業務
- ✓ 空港消防業務
- ✓ 空港救急医療業務

(iii) 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第8条第2項）並びにその収受¹⁰

② 空港用地等管理業務

(i) 航空法第46条に基づき告示された本空港の空港用地及びこれに附帯する施設（以下「空港用地等」という。）の管理業務

⁹ 運営権者が運営権設定対象施設に対して行う維持管理の範囲は、別紙1.を参照のこと。

¹⁰ ただし、以下の場合には着陸料等を収受することはできない。

- (i) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合の着陸料等
- (ii) 試験飛行の場合、離陸後やむを得ない事情のため他の空港等に着陸することなしに本空港に着陸する場合、やむを得ない事情による不時着の場合、航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸料
- (iii) その他国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する国土交通省告示において、着陸料等を徴収しない場合として定められた場合

- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第5項第2号）¹¹
- (i) 空港航空保安施設の維持管理業務
 - ✓ 航空灯火及び付随する電気施設及び機械施設の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務
 - (ii) 空港航空保安施設の運営業務
 - ✓ 航空灯火及び付随する電気施設及び機械施設の運営業務
 - (iii) 空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第7条第3項、航空法第54条）並びにその收受
- C) 環境対策事業¹²
- (i) 航空機騒音障害防止法に規定する以下の事業（民活空港運営法第2条第5項第3号）
 - ✓ 緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理
 - ✓ 学校等の騒音防止工事の助成（航空機騒音障害防止法第5条）
 - ✓ 住宅の騒音防止工事の助成（航空機騒音障害防止法第8条の2）
 - ✓ 共同利用施設の助成（航空機騒音障害防止法第6条）
 - ✓ 移転の補償（航空機騒音障害防止法第9条第1項）、土地の買入れ（航空機騒音障害防止法第9条第2項）及び買入れた土地の管理（航空機騒音障害防止法第9条第3項）、並びに損失の補償（航空機騒音障害防止法第10条第1項）
 - (ii) その他、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生じる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業（民活空港運営法第2条第5項第4号）
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第5項第5号）
- a) 運営権者が実施義務を負う事業・業務
運営権者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。
 - ① 規程の策定等
 - (i) 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営

¹¹ 場外において国が関係地方公共団体より許認可を取得し設置している航空灯火の維持管理業務・運営業務を含む。なお、当該業務に係る許認可の維持については、国が行うものとする。

¹² 現在、本空港は航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場に指定されていない。このため、本空港では国が実施する環境対策事業は実施されていないが、運営権者は、政令により航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場としての指定を受ける可能性があるため、要求水準書にしたがって航空機騒音の実態調査等を実施すること。また、指定を受けた場合については、必要な環境対策事業を実施することが求められる。

法第 8 条第 2 項、空港法第 12 条)¹³ ¹⁴

- (ii) 空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 7 条第 2 項、航空法第 47 条の 2）¹⁵

② 空港用地等貸付事業¹⁶

- (i) 国又は国が指定する者への無償での土地及び工作物等貸付業務
- (ii) 国が指定する者への有償での土地及び工作物等貸付業務
- (iii) その他第三者への土地又は工作物等貸付業務¹⁷

③ 駐車場施設事業

- (i) 駐車場施設の維持管理業務
- (ii) 駐車場施設の運営業務

④ ハイジャック等防止対策に関する費用負担

- (i) 「ハイジャック等防止対策要綱」（昭和 48 年 8 月 31 日閣議決定）に基づく保安検査に関する保安検査機器・保安検査費用の国による 2 分の 1 負担については、要求水準に基づいて、運営権者に引き継がれるものとする。

⑤ 協議会への出席（民活空港運営法第 8 条第 1 項）

- (i) 運営権者は、法定協議会（空港法第 14 条に基づき設置された広島空港利用者利便向上協議会をいう。以下同じ。）を構成する一員となる。また、運営権者は、国が空港法第 14 条第 1 項又は航空法第 47 条の 3 に規定する協議を実施する旨を運営権者に通知したときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならず（空港法第 14 条第 4 項）、上記協議会において協議が調った事項について

¹³ 空港運営事業開始日以降の本事業には、空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）は適用されない（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成 25 年国土交通省令第 63 号）第 4 条）。一方、運営権者は要求水準書で義務付けられた内容（空港管理規則に準じた内容）を空港供用規程に含めることが求められる。

¹⁴ 運営権者が空港の運用時間を変更しようとするときは、国の関係機関及び関係地方公共団体等と協議の上、行うものとする。

¹⁵ 運営権者は、要求水準書で義務付けられた内容を空港保安管理規程として定めることが求められる。

¹⁶ 運営権者は、国及び国が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて貸付又は使用させるものとする。

¹⁷ 本業務は運営権者が任意に実施することができる。なお、運営権者が第三者との間で新たに空港用地の貸付契約を結ぶ場合には、国に対して転貸承認申請書並びに転借人の誓約書及び役員名簿を提出し、承認を得なければならない。国は、運営権者が関係法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類する建物の建築を土地の使用の目的とするなど公序良俗に反しない範囲において、必要と考える事業・業務を行おうとするときは、特段の理由がない限り、これを承認することとする予定である。

は、その協議の結果を尊重しなければならない（同条第6項）。

- (ii) 運営権者は、地域の関係者等との間で、本空港の利用促進や本空港周辺地域の活性化等に関して幅広く連携する観点から、広島県空港振興協議会を含む本空港に関係する協議会等に参画するものとする。

b) 優先交渉権者が提案する事業・業務

国が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（5.-（1）-①に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、以下の事業・業務の実施内容を提案しなければならない。国は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営権者の実施義務を定めることとする。

① 地域との共生に関する事業・業務

空港運営事業開始日以前に一般財団法人空港環境整備協会が実施している事業と同等以上の効果が求められる。

② 空港の利用促進に関する事業・業務

航空ネットワーク及び航空需要の拡充に向け、国及び関係地方公共団体と連携して行う業務

E) ビル施設等事業

運営権者は、ビル施設等事業のうち実施義務を負うもののほか、空港用地内に限り、関連法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、事業期間中においてはビル施設事業者をして、また空港運営事業期間中においては自らが、必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。運営権者又は運営権者子会社等は、国の承認のない限り、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない。

なお、優先交渉権者が出資する会社（運営権者及び運営権者子会社等を除く。）は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。

① 旅客ビル施設事業

- (i) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、国土交通大臣より空港法第15条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、以下の内容を含む旅客ビル施設事業を実施する義務を負う。

- ✓ 旅客取扱業務
- ✓ 航空運送事業者に対する施設貸与業務
- ✓ テナントに対する施設貸与業務
- ✓ 警備業務
- ✓ バス停、タクシースタンド、標柱等への施設貸与業務
- ✓ その他旅客ビル施設の運営業務
- ✓ 旅客ビル施設の維持管理業務

- ✓ 旅客取扱施設利用料を設定する場合において、国土交通大臣による上限認可（空港法第 16 条第 1 項）、上限の範囲内での利用料の設定及び届出（空港法第 16 条第 3 項）並びにその収受
- (ii) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設において以下に掲げる業務を任意に行うことができる。
 - ✓ 直営店舗業務及びこれに附随する通信販売（特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する通信販売をいう。）業務
 - ✓ 航空会社事務処理代行業務
 - ✓ 広告業務
 - ✓ 特別待合室、有料待合室（会議室）業務
 - ✓ ラウンジサービス業務
 - ✓ イベント業務
 - ✓ ホテル業務
 - ✓ 旅客ビル施設への投資

② 貨物ビル施設事業

- (i) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、以下の内容を含む貨物ビル施設事業を実施する義務を負う。
 - ✓ 貨物取扱業務
 - ✓ 航空運送事業者に対する施設貸与業務
 - ✓ 警備業務
 - ✓ 交通誘導業務
 - ✓ その他貨物ビル施設の運営業務
 - ✓ 貨物ビル施設の維持管理業務
- (ii) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設において以下に掲げる業務を任意に行うことができる。
 - ✓ 流通加工業務
 - ✓ 航空会社事務処理代行業務
 - ✓ 搭降載業務
 - ✓ 貨物ビル施設への投資

③ 航空機給油サービス事業

- (i) 運営権者は、空港運営事業開始日後に以下の事業を実施する義務を負

う。¹⁸

- ✓ 航空機用燃料、自動車用燃料の販売及び給油業務並びに石油製品等販売業務

④ 空港用地内において実施する任意事業

- (i) 運営権者が必要と考え、空港用地内で任意で行う事業（3. - (8) -E）
-①-（ii）及び②-（ii）を除く）¹⁹

(9) 要求水準書（案）の体系

運営権者は、航空輸送の安全確保を全ての活動に対して優先されるべき前提として空港運営に取り組む必要がある。国は、運営権者によって安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されること、適切な維持管理が実施されること等、を目的として要求水準を定める²⁰。なお、国は、下記の項目のうちV. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業並びにIV-1. 駐車場施設事業のうちサービスに関する事項はあらかじめ必要最低限の事項を定めるに留め、詳細は優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。IV-3. 地域との共生の事業・業務に関する事項、IV-4. 空港の利用促進に関する事業・業務に関する事項についてもこれと同様とする。

要求水準書（案）の体系は以下のとおりである。

¹⁸ 運営権者が航空機給油関連事業者に対して土地貸付を行い、同事業者が本空港において航空機給油サービス事業を実施している期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。

¹⁹ 空港運営事業開始日の前日までに実施する場合は、別途空港用地の使用許可等を受けなければならない。

²⁰ 環境対策事業が求められることになる場合の要求水準についても同様に定める。

本事業の範囲 (3. -(8)) との関係		具体的な要求水準事項	対応する要求水準書の名称
ー	I. 全体	✓ 用語定義、基本事項、遵守する法令・通達等、業務分担	I. 総則
A)、 B)	II. 空港運営等事業及び 空港航空保安施設 運営等事業	✓ 空港基本施設等及び空港航空保安施設の維持管理業務及び運営業務に関する要求水準	II-1. 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関する要求水準
		✓ 空港供用規程	II-2. 広島空港供用規程に関する要求水準
		✓ 空港保安管理規程	II-3. 広島空港保安管理規程（セイフティ編）に関する要求水準 ²¹
			II-4. 広島空港保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準
		✓ 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関するその他の要求水準	II-5. 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関するその他の要求水準
C)	III. 環境対策事業	✓ 環境対策事業に関する要求水準	III. 環境対策事業に関する要求水準
D)	IV. その他附帯事業	✓ 空港供用規程の策定に関する要求水準	(II-2. に含まれる)
		✓ 空港保安管理規程（セイフティ編及びセキュリティ編）の策定に関する要求水準	(II-3. 及びII-4. に含まれる)
		✓ 駐車場施設事業に関する要求水準	IV-1. 駐車場施設事業に関する要求水準
		✓ ハイジャック等防止対策の費用負担に関する要求水準	IV-2. 航空保安対策の費用負担に関する要求水準
		✓ 地域との共生の事業・業務に関する要求水準	IV-3. 地域との共生の事業・業務に関する要求水準
		✓ 空港の利用促進の事業・業務に関する要求水準	IV-4. 空港の利用促進の事業・業務に関する要求水準 ²²
E)	V. ビル施設等事業	✓ 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業に関する要求水準	V. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業に関する要求水準

²¹ 本要求水準において、運営権者が、本空港及びその周辺で航空機事故を含む緊急事態が発生した場合に迅速かつ適切に対処できるよう、「空港緊急時対応計画」を策定することを規定する。当該計画の中で、運営権者に対して、緊急事態発生時における全体的指揮・調整に責任を負う現地対策本部長となるべき人物を予め選任するとともに、国を含む各関係機関との緊急相互援助協定の締結や緊急事態発生時の業務要領の策定、定期的な訓練の実施等の事項を定めることを要求する予定である。

²² 地域と運営権者が本空港の将来像を共有し、両者が緊密かつ持続的に連携する枠組みとして、運営権者は広島県との間でパートナーシップ協定を締結し、同協定に基づき、空港の発展や地域の振興のために地域と連携して取り組むことを要求水準として求めることを予定している。

(10) 営権者が取得・承継する権利・資産等

A) ビル施設等事業開始日までに運営権者が取得する資産

① ビル施設事業者株式

- ビル施設事業者の発行済株式 (3.-(5)-B) 参照)

B) 空港運営事業開始日までに運営権者が取得・承継する権利・資産

① 運営権

- 空港用地、滑走路、誘導路、エプロン、進入灯橋梁、航空灯火、道路・駐車場施設、上下水道施設、雨水排水施設、橋梁、消防水利、場周柵、消防車車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等に設定される権利

② 空港用地等の使用権

- 国有財産無償貸付契約に基づく空港用地等の使用権

③ 運営権者譲渡対象資産

- 事業運営に必要な運営権者譲渡対象資産 (消防車両等を含む。)

(11) 更新投資等の取扱い

A) 運営権設定対象施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、運営権設定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理(更新投資)を行うことができる。ただし、運営権者が航空法第 43 条に規定する重要な変更²³等実施契約に定める一定の維持管理(更新投資)を行おうとするときは、国の事前の承認を得なければならない。また、運営権者は、運営権設定対象施設について、建設

²³ 運営権設定対象施設についての以下の各号のいずれかの 1 つ以上に該当する変更をいう。

- (i) 航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 85 条第 1 号ハに定める「滑走路、着陸帯の長さ、幅又は強度の変更」に該当する変更
- (ii) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ニに定める「誘導路の幅又は強度の変更」に該当する変更
- (iii) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ホに定める「エプロンの拡張又は強度の変更」及びエプロンの縮小に該当する変更(ここでいう「エプロンの拡張」にはエプロンの増設を含む。)
- (iv) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 1 号に定める「灯質、光度又は光柱の範囲の変更」に該当する変更
- (v) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 2 号に定める「灯火の配置及び組合せの変更」に該当する変更
- (vi) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 3 号に定める「制御装置の構造若しくは回路又は定電流回路の変更(灯質、光度その他灯火の光学的特性に影響を与える場合に限る。)」に該当する変更
- (vii) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 4 号に定める「制御装置」の「増設又は電源装置の増設」に該当する変更

(新規投資) 及び改修を行うことはできない。²⁴

- 国は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、維持管理（更新投資）を行うことがある。
- 国又は運営権者が維持管理（更新投資）を行った運営権設定対象施設は、国の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

B) 非運営権施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、非運営権施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で投資（維持管理（更新投資）に限らない。）を行うことができる。²⁵

(12) 計画及び報告

A) 計画

- 運営権者は、本事業について、空港運営事業期間全体に係る事業計画（マスタープラン）のほか、5年ごとの中期計画及び1年ごとの単年度計画を作成し、国に提出する。
- 計画においては、安全性及び運営の安定性の確保並びに利便性向上目的を含む投資計画を含めるものとする。
- 運営権者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

B) 報告

- 運営権者は、空港運営事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、国に提出する。

(13) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣

運営権者は、空港運営事業に関連する国職員の派遣を国に要請することができる。派遣する職種、最大派遣人数等は競争的対話を通じて決定する。なお、派遣職員に係る人件費については、国の水準を基本とし、運営権者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日前に国職員の任命権者と運営権者との間で締結する取決めにおいて規定する。

(14) 運営権者が支払う本事業の運営権等の対価

運営権者は、次に掲げる対価を支払わなければならない。

- ① ビル施設事業者株式譲渡予約契約に基づくビル施設事業者株式の取得対価
- ② 物品譲渡契約に基づく運営権者譲渡対象資産の取得対価

²⁴ 運営権者が運営権設定対象施設に対して行う維持管理の範囲は、別紙1. を参照のこと。

²⁵ ただし、運営権者が自ら又はビル施設事業者をして、C I Q施設の再配置や新設を必要とするビル施設の整備を実施する場合、かかる整備については、事前に国の承認を得る必要がある。

③ 実施契約に基づく運営権の設定に対する対価

このうち、①の対価については、運営権者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及び方法により直接ビル施設事業者株主に対して支払う。

②の対価については、運営権者は、国に対し、物品譲渡契約に定められた金額及び方法により支払う。

③の対価については、実施契約締結後、運営権者は、国に対して国が指定した期日までに一括払いで支払う。国は運営権設定対象施設に関する将来（空港運営事業期間）の事業収益力を加味した上で、対価に関する最低提案価格を定めるものとし、第二次審査において当該価格を上回る提案のみを受け付ける。

国は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する対価の返還は行わない。また、運営権者は、対価の追加的支払請求を受けることはない。

(15) リスク分担の基本的な考え方

国と運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。以下、例外的に国がリスク負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）において定める。

A) 不可抗力

- 国及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波等の事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合であって、運営権者が付保した保険²⁶によっても空港運営事業に係る損害を補填するに足りないときは、国が運営権設定対象施設の復旧等の措置（以下「事業継続措置」という。）をとる。国が事業継続措置を行ったときは、運営権者は、運営権者が付保した運営権設定対象施設に対する保険契約に係る保険金等を国が受領することができるよう必要な措置をとらなければならない。
- 運営権者は、空港運営事業期間中、実施契約において国が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、国が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置をとることを認める。

²⁶ 運営権設定対象施設に関して、土木構造物保険（地震危険担保特約付で、支払限度額 10 億円）を運営権者に付保を義務付けることを予定している。なお、当該保険及び金額は最小限度加入すべき水準を定めたもので、運営権者が自らの判断に基づきその他の保険契約を締結することを妨げるものではない。

- また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、合意延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとることがある。

B) 瑕疵担保責任

- 運営権設定対象施設について、空港運営事業開始日以後 1 年以内に物理的な隠れたる瑕疵が発見された場合、国は、当該瑕疵によって運営権者に生じた損失について、運営権対価の金額を上限として補償する（損失の補償として合意延長する場合を含む。）。

C) 特定法令等変更

- 事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす法令、政策の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じ、運営権者に損失が生じた場合、国は、当該特定法令等変更によって運営権者に生じた損失を補償する（損失の補償として合意延長する場合を含む。）²⁷。

D) 緊急事態

- 空港運営事業期間中に運営権者による本空港の安全な運営が阻害されるおそれのある事態等、実施契約に定める一定の事由が生じた場合、国は、P F I 法第 29 条第 1 項に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、国が本空港において実施する事業に協力しなければならない。
- 国が P F I 法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）に基づき運営権の行使の停止を命じたときは、P F I 法第 30 条第 1 項に基づき、運営権者に生じた損失を補償する。

(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、国によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、国は、運営権者に対して改善措置等を求めることができる。

なお、モニタリングの内容は以下を基本とし、詳細は実施契約書（案）において

²⁷ 将来、政令により航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場としての指定を受けることとなった場合は、特定法令等変更には該当しない。

定める。

A) 法定のモニタリング

本事業におけるPFI法、民活空港運営法、航空法及び空港法に基づくモニタリングは以下のとおりである。

根拠法	適用対象	事象	対応（根拠規定）
PFI法	運営権者	公共施設等運営事業の適正を期するため	報告徴収、実地調査、指示 PFI 28
		公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき等	運営権取り消し・行使停止 PFI 29
航空法	運営権者	保安上の基準に従った管理義務	定期検査（年2回以内） 民7②、航47
		空港保安管理規程の策定	届出・変更命令 民7②、航47の2
		航空保安施設使用料の設定	届出・変更命令 民7③、航54
		航47～47の3、54条の施行の確保に必要があるとき	報告徴収、立入検査 民7④～⑦
空港法	運営権者	空港供用規程の策定	届出・変更命令 民8②、空12
		着陸料等の設定	届出・変更命令 民8②、空13
		空港供用規程、着陸料に係る規定の施行に必要な限度	報告徴収、立入検査 民8②、空32
		空港法の目的を達成するため必要があるとき	指導、助言、勧告 民8②、空33
	指定空港機能施設事業者	旅客取扱施設利用料の設定	上限認可、届出、変更命令 空16
		分割・合併	認可 空17
		空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があるとき	監督命令 空19
		事業の休廃止	許可 空20
		事業を適正に行うことができないと認められるとき等	指定取消し 空21
		空港法の施行に必要な限度	報告徴収、立入検査 空32
空港法の目的を達成するため必要があるとき	指導、助言、勧告 空33		

(注)「民」は民活空港運営法、「航」は航空法、「空」は空港法を指す。

※国は、国際民間航空条約の附属書19に従い、平成26年度から航空安全プログラム（SSP）を導入した。運営権者は、空港保安管理規程（セーフティ編）を構成する安全管理システムによる活動として安全指標・安全目標値を設定し、国に届け出た上で、安全に係るリスクの状況を継続的にモニタリングすることを予定している。

B) 運営権者によるセルフモニタリング

- ▶ 運営権者は、航空法第47条で定める保安上の基準に従って施設の管理を行い、その結果を適切に記録し保存するとともに、国からの提出要請があった場合には速やかに提出する。
- ▶ 運営権者は、自らが提案したビル施設事業及び駐車場施設の運営のうちサービスに関する事項を運営権者のホームページ上で公表する。
- ▶ 運営権者は、上記事項について自らモニタリングを実施し、その方法及び結

果について、国に対して、半期及び通期ごと又は国の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。また、要求水準書で公表を求める部分については、ホームページ上で公表する。

C) 国によるモニタリング

- 国は、運営権者の要求水準の達成及び財務状況の把握のため、モニタリングを実施する。
- モニタリングにあたって、国は、B)の運営権者によるセルフモニタリング結果についての各報告書を参考にしつつ、その他各種資料請求等の必要と認める調査を実施することができる。
- モニタリングの結果、要求水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、国は改善計画の提出を命じ、これらによっても一定期間の間には是正が認められない場合には、国は、実施契約を解除する場合がある。

(17) 財務情報等の報告・開示

運営権者は、空港運営事業期間中、各事業年度の終了日後3ヶ月以内に、運営権者及び運営権者子会社等の下記情報を国に報告するとともに、実施契約書(案)において公表を求める部分については、運営権者のホームページで内容を公表するものとし、公表日を含む事業年度から5事業年度(当該事業年度を含む。)までの期間、公表を維持しなければならない。なお、運営権者及び運営権者子会社等の事業年度の期間及び決算日は同一としなければならない。

- 会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項及び同法第444条第1項に定める計算書類及び連結計算書類(いずれも会計監査人による監査済のもの)
- 会社法第435条第2項に定める事業報告
- 運営権者又は運営権者子会社等が会社法第2条第5項に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第119条から第124条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条に係る事項
- 計算書類に係る附属明細書(会計監査人による監査済のもの)及び事業報告に係る附属明細書
- 連結ベースのセグメント情報(セグメント情報の開示に関する会計基準(企業会計基準第17号)及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号)に準拠して作成したもの)
- 連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準(企業会計審議会)及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針(会計制度委員会報告第8号)に準拠して作成したもの)

- 各事業年度末現在における株主名簿の写し（原本証明付）
- その他、運営権者が自ら又は運営権者子会社等について報告又は公表すべきと判断した情報

(18) 運営権者の権利義務に関する制限及び手続

A) 運営権の処分

運営権者は、国の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について国との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、P F I 法第 26 条第 2 項に基づく国の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、国は、当該許可をしようとするときは、財務大臣その他関係行政機関の長に協議してこれを行う。

国は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、国に対して承諾書を提出すること
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③ 譲受人のすべての株主が、国に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

また、運営権者及びビル施設事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、国は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、国と金融機関等との間で、協定書（3. - (20) で定める協定書をいう。）が締結されることを条件とする。

B) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり国は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本空港が担うべき安全保障、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

a) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国の事前の承認を受ける必要がある。優先交渉権者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、国の事前の承認を受ける必要がある。

国は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、関係行政機関と協議した上で処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、国に対して提出しなければならない。

b) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、国又は国の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、運営権者の資産等については、3. - (5) - F) -b) と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書(案)において定める。

A) 国事由解除又は終了

a) 解除又は終了事由

- 国は、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- 運営権者は、国の責めに帰すべき事由により、一定期間、国が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能と

なった場合は、実施契約を解除することができる。

- 国がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

b) 解除又は終了の効果

- 国がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、国は運営権を取り消す。
- 国は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を賠償するものとする。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は国の支払額からこれを控除する。

B) 運営権者事由解除

a) 解除事由

- 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、国は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。

b) 解除の効果

- 国は運営権を取り消す。
- 運営権者は、国に対し、実施契約に定める違約金（契約の解除原因となった事由により国に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、運営権者子会社等は、運営権者に連帯してその支払義務を負う。

C) 不可抗力解除又は終了

a) 解除又は終了事由

- 不可抗力により本空港が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- 不可抗力を原因とする国による事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、国は実施契約を解除する。

b) 解除又は終了の効果

- 不可抗力による滅失の場合、運営権は当然に消滅する。

- 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、国の選択に従い、運営権の放棄又は国の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により国及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

D) 特定法令等変更解除

a) 解除事由

- 特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、国又は運営権者は実施契約を解除することができる。

b) 解除の効果

- 国は運営権を取り消す。
- 国は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を賠償するものとする。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は国の支払額からこれを控除する。

(20) 金融機関又は融資団と国との協議

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、実施契約に定める一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

4. 本事業に係る特有の前提条件

空港運営事業開始日までに国が実施することを予定している工事その他の本事業に係る特有の前提条件のうち、主なものについてはインフォメーションパッケージ（6-(3)-⑨-(iii)に記載するインフォメーションパッケージをいう。）を参照すること。

5. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、3. - (8) に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式のすべての割当てを受けるものとする。なお、応募者が、株式会社以外の形態での S P C の設立、間接的な S P C 株式の保有等を希望するときは、8. - (2) の手続に従うこととする。
- ⑤ 第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が 5. - (2) から (4) の参加資格要件を満たさなくなった場合、又は応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合（応募企業又はコンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）は、国に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 第一次審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定

に該当しない者であること。²⁸

- ② P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 第二次審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 国が、平成 29 年度、広島空港特定空港運営事業に関する総合アドバイザー業務等の請負を委託した PwC アドバイザリー合同会社（同協力事務所として PwC あらた有限責任監査法人、PwC 税理士法人、PwC 弁護士法人、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、株式会社山下ピー・エム・コンサルタンツ及び株式会社東光コンサルタンツ）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者²⁹でないこと。
- ⑥ 公募アドバイザー³⁰又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 審査委員会（7. - (2) に規定する審査委員会をいう。以下同じ。）の委員³¹が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑧ 審査委員会の委員が属する法人（企業を除く。また、日本国においては、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する国の行政機関及び内閣府とする。）、当該法人が総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において

²⁸ 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要である。

²⁹ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

³⁰ 本スキーム（案）公表時点においては未定であり、実施方針公表時に示すことを予定している。

³¹ 本スキーム（案）公表時点においては未定であり、募集要項等公表時に示すことを予定している。

一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。

- ⑨ 上記⑤から⑧までに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑩ 募集要項公表後、様式集及び記載要領に定めるところにより、関心表明書を作成し、提出する時点以降において、公募に関与する役員（常勤・非常勤を問わない。）がビル施設事業者及びその子会社の役員（常勤・非常勤を問わない。）を兼任していないこと。
- ⑪ 運営権者は、航空法第 2 条第 19 項及び第 20 項に規定する国際航空運送事業及び国内定期航空運送事業を営む者、その親会社及びそれらの子会社（以下「航空運送事業者等」という。）並びに航空運送事業者等の関連会社（その子会社を含む。）の子会社又は関連会社となつてはならない³²。
また、運営権者は、(i)航空運送事業者等（その子会社及び関連会社を含む。）及び(ii)航空運送事業者等（その子会社及び関連会社を含む。）が合計で議決権を行使することができる株式の 3 分の 1 超を保有する会社から、合計で本議決権株式の 3 分の 1 超を保有される会社となつてはならない。

(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件

A) 実績要件

応募企業若しくは代表企業又は応募企業若しくは代表企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者が次の①から④のいずれかに該当すること。ただし、事業経験は日本国内における事業に限らないものとする。

- ① 平成 21 年以降に商業施設若しくは公共施設の建設運営、又は買収運営の実績を有していること。
- ② 平成 21 年以降に旅客施設若しくは旅客運送事業、貨物取扱施設若しくは貨物運送事業、又は旅行業の実績を有していること。
- ③ 平成 21 年以降に営業用不動産管理事業の実績を有していること。
- ④ 公共施設等運営事業³³の実績を有していること。

³² 親会社とは、会社法第 2 条第 4 号に規定するものをいう。

子会社とは、会社法第 2 条第 3 号に規定するものをいう。

関連会社とは、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 20 号に規定するものをいう。

³³ 公共施設等運営事業とは、PFI 法第 2 条第 6 項に規定するものをいう。

6. 公募に関する手続

(1) スケジュール

国は、以下のスケジュールに沿い、本事業を進める予定である。

スケジュール（予定）	内容
平成 30 年 10 月頃	➤ 実施方針の公表
平成 31 年 2 月頃	➤ 特定事業の選定 ➤ 募集要項等の公表
平成 31 年 7 月頃	➤ 第一次審査書類の提出期限
平成 31 年 8 月頃	➤ 第一次審査結果の通知
平成 31 年 10 月～平成 32 年 2 月頃	➤ 競争的対話の実施期間
平成 32 年 3 月頃	➤ 第二次審査書類の提出期限
平成 32 年 5 月頃	➤ 優先交渉権者の選定 ➤ 基本協定の締結
平成 32 年 7 月頃	➤ 運営権設定日 ➤ 実施契約の締結
平成 32 年 10 月頃	➤ ビル施設等事業開始日
平成 33 年 3 月頃	➤ 物品譲渡契約の締結
平成 33 年 4 月頃	➤ 空港運営事業開始日

(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与

① 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料（以下「守秘義務対象開示資料」という。）の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、守秘義務対象開示資料貸与申込書と守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、第一次審査又は第二次審査で開示される資料の守秘義務を含むものとする。

(3) 第一次審査における開示資料

募集要項等の公表から、第一次審査書類の提出までの間に開示する資料は、以下のとおりを想定している。

ただし、以下⑦から⑨に関する資料については、守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出後に貸与するものとする。

- ① 広島空港特定運営事業等基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ② 広島空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 広島空港特定運営事業等国有財産無償貸付契約書（案）
- ④ 広島空港特定運営事業等物品譲渡契約書（案）
- ⑤ 広島空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準
- ⑥ 広島空港特定運営事業等様式集及び記載要領
- ⑦ 広島空港特定運営事業等要求水準書（案）（広島空港保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準及び航空保安対策の費用分担に関する要求水準を除く。）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑧ 関連資料集
 - (i) 運営権設定対象施設リストに関する資料
 - (ii) 運営権者譲渡対象資産リスト
 - (iii) 広島空港特定運営事業等に関する契約・協定等整理表
 - (iv) 業務に関連するITシステムリスト
 - (v) 業務分担表
- ⑨ 参考資料集
 - (i) 広島空港グリッドマップ
 - (ii) 運営権設定対象施設リストに関する資料
 - ア) 運営権設定対象施設の記載事項の説明
 - イ) 広島空港更新投資の試算マニュアル
 - ウ) 更新投資試算結果
 - (iii) インフォメーションパッケージ
 - (iv) 場外にある運営権設定対象施設の位置情報
 - (v) 既存使用許可対象土地の位置情報
 - (vi) 国により実施される工事リスト（平成31年度）
 - (vii) 構内営業者一覧
 - (viii) 構内営業台帳
 - (ix) 空港保安管理規程（セイフティ編）の主な参照規程等
 - (x) 現在の空港機能施設事業者の財務情報等
 - (xi) その他参考資料

(4) 第一次審査

第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査書類を作成し、提出する。

なお、複数の第一次審査参加者から第一次審査書類の提出がなかった場合、特定事業の選定を取り消すことがある。

(5) 第二次審査における開示資料等

国は、第一次審査終了後、第二次審査に参加する応募者（以下「第二次審査参加者」という。）に対して、広島空港保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準書（案）、航空保安対策の費用分担に関する要求水準書（案）及びこれらの参照規程等及び第一次審査における開示資料の更新情報その他の追加資料を開示する予定である。

また、国は、第二次審査参加者に対して、現地調査、関係者へのヒアリング等を実施する機会を付与する予定である。

(6) 補足資料の公表等

国は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表又は貸与することができる。補足資料を公表する場合は、国土交通省航空局のホームページにて行い、守秘義務の遵守に関する誓約書提出者（第一次審査終了後は第二次審査参加者とする。）に対してのみ貸与する場合は、電子メールによる送信その他国が適切とみなす方法により行うことができる。

(7) 競争的対話等の実施

国は、第一次審査終了後、第二次審査書類の提出までの間に、第二次審査参加者と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ① 国による第二次審査参加者への説明会の実施
- ② 第二次審査参加者と国、関係地方公共団体及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ③ 国による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

(8) 第二次審査

第二次審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第二次審査書類を提出する。なお、国は、第二次審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

また、1者以上の第二次審査参加者から第二次審査書類の提出がなかった場合、国は特定事業の選定を取り消す。

なお、第二次審査書類提出後、審査委員会による審査前の段階において、第二次審査参加者が審査委員会に対してその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

(9) 審査結果の公表

国は、審査の結果（第一次審査の結果を含む。）及び審査の評価の過程について、優先交渉権者の選定後速やかに国土交通省航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

7. 優先交渉権者の選定方法

(1) 優先交渉権者の選定に係る基本的な考え方

本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による。

(2) 審査委員会の設置

国は、第二次審査参加者の選定（第一次審査）及び優先交渉権者等の選定（第二次審査）にあたり、有識者等により構成される広島空港優先交渉権者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する予定である。

審査委員会の委員には、国及び広島県の代表各 1 名を含む数名を選任する予定である。

(3) 審査委員会による意見の聴取

国は、第二次審査参加者の選定（第一次審査）及び優先交渉権者等の選定（第二次審査）に当たり、審査委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、審査委員会は非公開とする。

(4) 審査の方法

① 第一次審査

第一次審査では、参加資格要件の充足が確認された第一次審査参加者の第一次審査書類に基づいて、審査委員会における審査を行う。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査を行うものとし、現地調査や関係者へのヒアリング、第一次審査参加者によるプレゼンテーション等は予定していない。

国は、これを受けて第二次審査参加者を 3 者まで選定する。

② 第二次審査

第二次審査では、要求水準の充足が確認された第二次審査参加者の第二次審査書類について、審査委員会における審査を行う。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

国は、審査委員会の審査を受け、第二次審査参加者の順位を決定し、財務大臣その他関係行政機関の長と協議の上で、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

(5) 審査項目等

主な審査項目は以下のとおりのもを予定している。具体的な内容は、募集要項等で開示予定の優先交渉権者選定基準によるものとする。

- 全体事業方針
- 空港活性化方針・計画（料金施策、エアライン誘致施策、空港周辺の県有施設の利活用を含む利便性向上施策、空港アクセスに関する関係事業者との連携方策等）
- 設備投資方針・計画（機能維持投資、活性化投資等）
- 安全・保安に関する方針・計画
- 提案事業方針・計画
- 事業計画
- 事業継続
- 事業実施体制
- 職員の取扱い
- 運営権対価

8. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書(案)に基づいて、国と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、国は第二次審査で決定された順位に従って、次順位の第二次審査参加者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、国は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書(案)の修正には、原則として応じない。

(2) S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。

なお、優先交渉権者は、株式会社以外の形態でのS P Cの設立、間接的なS P C株式の保有等を希望するときは、第一次審査書類においてS P Cの出資形態及び優先交渉権者とS P Cとの間の資本関係を具体的に提案することとし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて国と協議した上で、国が認める形態でS P Cを設立することができる。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、国、ビル施設事業者及び駐車場施設事業者が協力する範囲で現地調査を実施することができる。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

国は、財務大臣と協議をした上で、S P Cの設立後速やかに、S P Cに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。国と運営権者は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書(案)の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、国は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない。

また、国は、実施契約の締結後、空港運営事業開始予定日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ① 運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ② 運営権者との間の空港用地等に係る国有財産無償貸付契約の締結

なお、国は、P F I法第19条第3項及び第22条第2項の定める事項を国土交

通省航空局ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始

運営権者は、3. - (5) -B) の譲渡方法に従って、ビル施設事業者株式を取得し、ビル施設等事業を開始する。

(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、空港運営事業開始日に運営権者譲渡対象資産を譲り受ける。

譲渡手続は、国が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、国と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って国が指定する期日までに一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

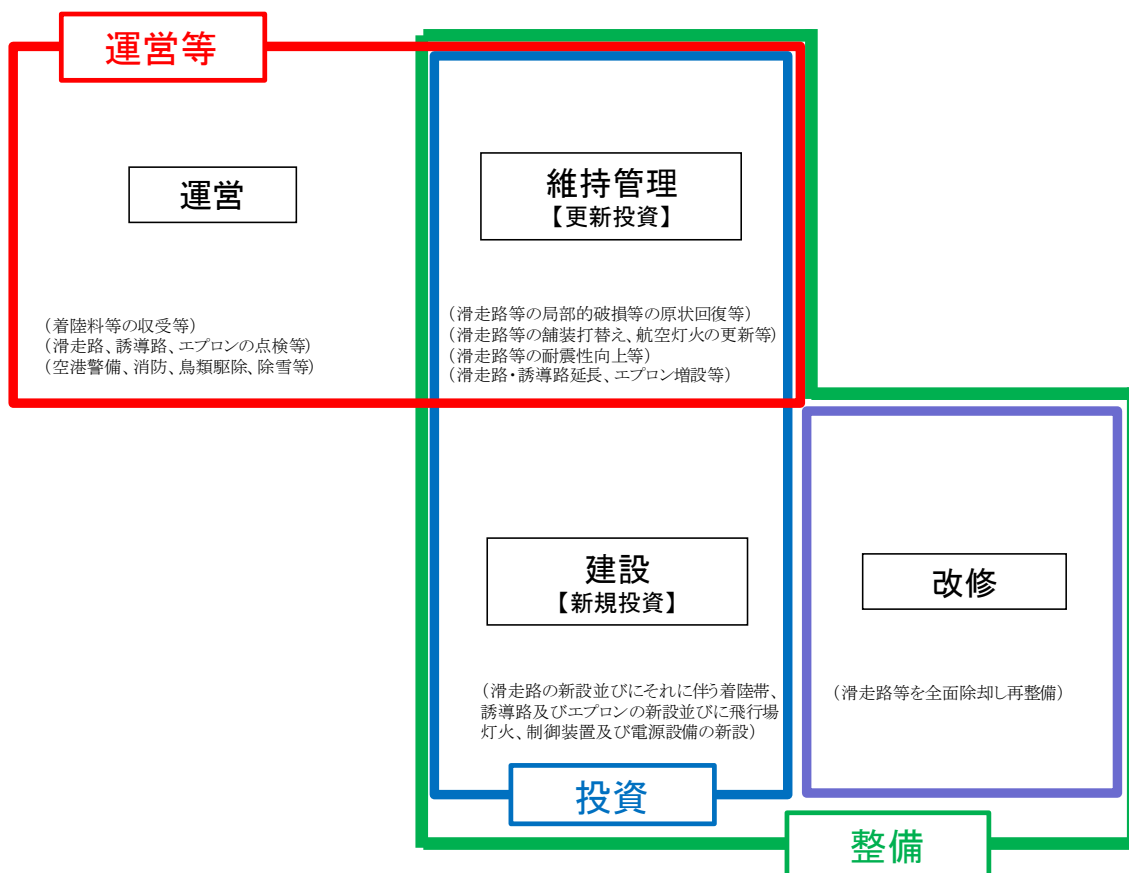
なお、物品譲渡契約には、駐車場施設事業者が所有している運営権者譲渡対象資産を含むものとする。国は、空港運営事業開始日に駐車場施設事業者から当該資産を譲り受け、運営権者に譲渡することとする。

関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストは、国が譲渡手続の開始前までに更新し、運営権者に提示するものとする。

(7) 空港運営事業の開始

運営権者は、実施契約に定める空港運営事業開始日に、空港運営事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎを完了し、運営権の設定に対する対価を国に対して払い込み、運営権者譲渡対象資産を譲り受ける等の、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

別紙 1. P F I 法における用語との整理



P F I 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン（以下「運営権 G L」という。）に基づく用語の定義

- 運営等：運営及び維持管理をいう。（P F I 法第 2 条第 6 項）
- 維持管理：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む）をいう。（運営権 G L）
- 建設：新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。（運営権 G L）
- 改修：施設等を全面除却し再整備することをいう。（運営権 G L）
- 投資：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。（運営権 G L）

別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて

①「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）

以下の公益財団法人財務会計基準機構のホームページを参照。

https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/pfi_2017_1.pdf

②「民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて」

以下の国税庁ホームページを参照。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/141118/index.htm>